

2023年10月30日(月)
愛知県西三河県民事務所環境保全課
環境保全第二グループ
担当 今泉、河野
ダイヤル 0564-27-2876
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 中根、中島
内線 3050、3008
ダイヤル 052-954-6225

碧南市における土壌汚染について

株式会社光^{ひかりとそう}塗装工業所(碧南市)が、碧南市内の同社工場跡地において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

株式会社光塗装工業所

(2) 報告年月日

2023年10月30日(月)

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県碧南市^{あらかまち}荒子町六丁目76番、77番、78番並びに60番1、60番3、72番、73番、74番、75番、79番及び80番の各一部

(4) 報告の根拠

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 /調査区画数 ^{注2}
六価クロム化合物	0.16mg/L (3.2倍) ^{注1}	0.05mg/L 以下	0~1.0m	1/22
ふっ素及び その化合物	6.7 mg/L (8.4倍) ^{注1}	0.8 mg/L 以下	0~1.5m	14/22

注1:()内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2:調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で法に規定する土壌含有量基準に適合しました。

ウ 地下水

全ての調査地点で法に規定する地下水基準に適合しました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、不透水シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌を全て掘削除去する予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、法に基づき土壌溶出量基準を超過した区画を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

株式会社光塗装工業所
住所 碧南市荒子町6丁目72番地
電話 090-9901-8827

4 調査対象地の概要

(1) 面積

1,931.23 m²

(2) 調査対象地の利用状況

対象地では、1964年から2023年3月まで自動車部品の塗装工場として利用されてきました。六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物の取扱履歴がありますが、それらに係る施設等の異常、漏洩^{ろうえい}事故の記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・六価クロム化合物

六価クロム化合物の毒性として、溶液にさわったり、非常に細かい粒子を含む蒸気を吸い込むことによって、手足、顔などに発赤、発疹が起こり、炎症が生じることが知られています。また、鼻の粘膜やのどへも炎症が生じやすく、ひどくなると鼻中隔の内部の組織にまで炎症が及ぶことがあります。

・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/L の濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg 以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)